

第9期 愛媛県分別収集促進計画

1 計画策定の意義

これまでの経済発展に伴う生産・消費の拡大、生活様式の多様化、消費者意識の変化等は、廃棄物の排出量の増加や質の多様化を招き、結果的に天然資源の枯渇、環境悪化といった問題を生じさせてきた。

このため、我々が持続可能な発展をなすために、低炭素社会や自然共生社会の構築とともに、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指し、3Rの取組みや施策を推進する必要がある。

我が国では、循環型社会づくりに向けた枠組みとして、「循環型社会形成推進基本法」や「循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月：第四次計画策定）」が策定され、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。また、容器包装に関しては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）を踏まえ、環境負荷低減と社会全体のコストの低減、容器包装のライフサイクル全体を通じた3Rによる資源の効率的な利用を推進してきたところである。

本県においても、平成28年2月に「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、また、平成29年3月に『調和と循環により、かけがえのない環境を守る「やさしい愛顔」づくり』を基本理念とした「第四次えひめ循環型社会推進計画」を策定するなど、循環型社会形成に向けた各種施策について、更なる取組みを推進しているところである。

県内20市町においては、法に基づき取り組んできた容器包装廃棄物の分別収集をさらに推進すべく第9期の市町分別収集計画を策定したところであり、県においても法第9条の規定に基づき、市町の分別収集計画を集約するとともに、分別収集促進のための事項を定め、関係者の役割分担のもと廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与するために「第9期愛媛県分別収集促進計画」を策定するものである。

2 基本的方向

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、容器包装について、廃棄された物をどのように処理するかという観点を転換し、製品の開発・製造から消費、廃棄等に至る各段階で、廃棄物の排出抑制・再使用・再資源化の促進という観点を持った循環型の経済社会システムを構築することが必要である。

このため、本県においては、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに、積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに再商品化をして得られた物についてその積極的利用に努め、全体の調和を図りながらこれらを推進していくこととする。

また、分別収集及び再商品化等に当たっては、県民・事業者・行政のパートナーシップにより、それぞれが積極的な取組みを展開していくことが重要である。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5ヶ年間とし、3年後に改定する。

4 対象品目

本計画の対象となる容器包装廃棄物は、次のとおりである。

品目名	本計画における呼称
容器のうち、主としてガラス製のものであって無色のもの	無色のガラス製容器
容器のうち、主としてガラス製のものであって茶色のもの	茶色のガラス製容器
容器のうち、主としてガラス製のものであって無色、茶色以外のもの	その他のガラス製容器
容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のもの(飲料又はしょうゆ等を充てんするものに限る)	P E T ボトル
容器包装のうち、主として紙製のもの(主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器を除く)	その他紙製容器包装
容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く)	その他 プラスチック製容器包装
容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(白色トレイに限る)	白色トレイ
主として鋼製の容器包装に係るもの	鋼製容器包装
主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの	アルミ製容器包装
主として段ボール製の容器包装に係るもの	段ボール
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器に係るもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙製容器包装

5 現 状

本県における容器包装廃棄物の再商品化量は、人口の減少、スーパー等における容器包装廃棄物の独自回収の取組みや地域住民による集団回収など回収方法が多様化した影響により市町による分別回収に基づく再商品化量は減少傾向にある。

今後は、選別の困難さなどから取組みが遅れている「その他紙製容器包装」や「その他プラスチック製容器包装」といった品目について、分別収集の拡大を計らなければならない。

容器包装廃棄物の再商品化量の推移 (単位：t)

区分 \ 年度	H25	H26	H27	H28	H29
無色のガラス製容器	2,426	2,248	2,153	2,064	2,044
茶色のガラス製容器	2,908	2,866	2,624	2,558	2,504
その他のガラス製容器	4,057	4,075	4,292	3,977	3,848
P E T ボトル	2,799	2,631	2,592	2,930	2,716
その他紙製容器包装	557	747	629	472	547
その他プラスチック製容器包装	7,084	7,150	7,331	7,527	7,256
白色トレイ	16	7	6	5	6
鋼製容器包装	2,386	2,177	1,922	1,819	1,871
アルミ製容器包装	1,738	1,533	1,500	1,535	1,603
段ボール	5,751	5,194	5,212	5,365	5,316
飲料用紙製容器包装	93	79	72	66	64
合 計	29,815	28,707	28,333	28,318	27,776

6 市町の分別収集計画策定状況

別表1のとおり。

7 各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

別表2のとおり。

8 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号）

別表3～9のとおり。

9 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

別表10～13のとおり。

10 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

本県における分別収集を促進するため、「第二次えひめ環境基本計画」及び「第四次えひめ循環型社会推進計画」等の関連計画を踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

（1）容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

①環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちに対する環境教育は、その後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、学校教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図る。また、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに取り組む。

②3R活動の普及啓発の推進

事業者が環境配慮型商品の製造・販売に積極的に取り組むには、消費者が主体的に環境配慮型商品を選択し、過剰包装や使い捨て商品などの購入を自粛することが重要であるため、環境月間（6月）や3R推進月間（10月）などにおいて、関係団体と連携した環境イベントを積極的に実施し、マイバッグの持参や地元産品の購入など、環境にやさしい買い物の促進など、身近な3R活動への取組み拡大を図る。

また、商品の量り売り、簡易包装などに努める優良エコショップや、優良リサイクル製品、優良循環型事業所を優良モデルとして認定・紹介する「愛媛県資源循環優良モデル認定制度」（スゴeco）の充実及び、普及・啓発に努めると

ともに、優良モデルの販路拡大を支援する。

③適確な情報提供

「えひめの循環型社会づくり」ホームページや愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会（Re-えひめ）で運営するSNS等を活用し、3Rに関する実践活動事例やアイデアの紹介、3Rイベントの情報提供などを行い、県民や事業者の取組みを促進する。

市町における環境負荷低減への取組みやグリーン購入の促進、循環型社会構築のための計画策定について適切な情報を提供し、環境配慮活動を促進する。

（２）市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

①「県・市町循環型社会推進連絡会議」の開催

県と市町間で連絡会議を開催し、分別収集に関する取組状況、今後の課題等の情報交換を行い、市町の効率的な分別収集、市町間の協力・広域化を促進する。

②各種情報の提供

一般廃棄物の減量化、資源化等に関する最新情報の収集に努めるとともに、市町に情報を提供する。